



1.1. 足寄町公園施設長寿命化計画（平成23年度策定）

1. 計画の目的

公園利用者、公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減を目的に、公園施設の適切な修繕（改築）や計画的な長寿命化対策など予防保全的、計画的な改築等に係る取り組みを推進することを目的に、足寄町公園施設長寿命化計画策定業務を策定する。

2. 計画期間

平成24（2012）年度～平成33（2021）年度（10箇年）

3. 計画対象公園及び施設

（1）計画対象公園

対象公園については経過年数を経て施設の老朽化が目立つ公園及び地域住民の利用頻度の高い都市公園15箇所を計画対象公園とする。

（総合公園：1、近隣公園：1、街区公園（その他を含む）：13）

（2）計画対象施設

対象施設については、公園管理者が管理する公園施設のうち植栽を除く全ての施設を対象とする。

4. 公園施設の長寿命化のための基本方針

- ① 公園供用開始年次、施設設置年数、施設の処分制限期間などにおいて、経過年数を指標として対象施設を設定する。
- ② 現地の健全度調査により劣化の状況を判断するが、日常管理の状況も施設の更新の可否の参考とする。
- ③ 経過年数、劣化状況により対象施設を設定し、長寿命化に向けた具体的対策、公園施設ライフサイクルコストの縮減額の算定、施設保全計画の策定をおこなう。



1 2. 生活排水処理基本計画書 (池北三町行政事務組合、北海道足寄町)

以下に『生活排水処理基本計画書』から足寄町都市計画マスタープランに関するものについて抜粋・整理します。

■『生活排水処理基本計画書』(池北三町行政事務組合 平成 26 年 2 月)の概要

1. 計画の対象期間

計画の期間：平成 26 (2014)～平成 35 (2023) 年度 (10 年間)

2. 生活排水処理体系

本別町、足寄町、陸別町の生活排水は、市街地については公共下水道により集合処理を行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、十勝環境複合事務組合のし尿処理施設で処理を行っています。

3. し尿・汚泥の処理の現況

本別町、足寄町、陸別町のし尿及び浄化槽汚泥は、平成 18 年から十勝環境複合事務組合 (十勝管内 19 市町村による事務組合) のし尿処理施設で処理しています。この施設は、当初帯広市ほか 3 町のし尿処理を行うため、昭和 42 年に運転 (処理能力 90kl/日) を開始しました。

し尿処理施設

施設名称：中島処理場

所在地：帯広市西 23 条北 4 丁目 5 番地

処理能力：210kl/日 (浄化槽汚泥 40kl/日)

■『生活排水処理基本計画書』(北海道足寄町 平成 26 年 2 月)の概要

本計画は、廃棄物の処理法第 6 条第 1 項に定める一般廃棄物処理計画のうち、生活処理に関する長期計画に位置付けられる計画です。

1. 計画の対象期間

計画の期間：平成 26 (2014)～平成 35 (2023) 年度 (10 年間)

2. 生活排水処理体系

足寄町の生活排水は、市街地については公共下水道により集合処理を行っています。さらに、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、十勝環境複合事務組合のし尿処理施設で処理を行っています。

3. 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理に係る理念・目標

今後も「豊かな自然と共生し安心して暮らせる快適なまちづくり」を進めるため、生活排水の適正処理を図っていきます。

(2) 生活排水処理施設整備の方針

①市街地については、既に事業に着手している公共下水道事業計画にしたがい整備を進めます。

②下水道が使用できる地区 (下水道処理区域) における未水洗化住宅については、下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。

③下水道計画区域外では、浄化槽設置整備事業によって浄化槽の普及を図っていきます。

④単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ下水道への接続、浄化槽への転換を指導していきます。

4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬、最終処分については、現在の形態で処理するものとします。